

お知らせ

●最低賃金の改定について（再掲）

2019 年 10 月以降、地域別最低賃金が改定されます。支払った賃金が最低賃金未満の場合には、その差額の支払い義務が生じます。また罰則も定められていますのでご注意ください。なお主な地域の最低賃金改定額は以下の通りです。

都道府県	東京	神奈川	埼玉	千葉	茨城	群馬
最低賃金額	1,013 円	1,011 円	926 円	923 円	849 円	835 円
発効年月日	01.10.01	01.10.01	01.10.01	01.10.01	01.10.01	01.10.06

※最低賃金は、各事業場（地方営業所、工場等）所在地の賃金が適用されます。

上記以外に関しては厚生労働省のホームページをご覧ください。<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000537302.pdf>

なお、最低賃金の引き上げに伴う時間給の変更は、標準報酬月額変更手続きの対象となる可能性がありますので、その際はご連絡頂きますようお願い致します。

～最低賃金以上かどうか確認する方法～

時間給制	時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
日給制	日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額) ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用されている場合 日給 \geq 最低賃金額(日額)
月給制	月給 \div 1ヶ月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額) ※月給には、(固定)残業手当、休日手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は含まれません。
出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合	出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間で割り、時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較
給与が上記の組み合わせで支払われる場合	基本給が日給制で、各種手当(職務手当等)が月給制等の場合は、それぞれの計算方法により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較

●特定の法人における電子申請の義務化について

2020 年 4 月以降、**資本金、出資金の額が 1 億円を超える法人を対象に**、社会保険及び労働保険の下記の手続きについて電子申請で行うことが義務付けられます。また、義務化となるタイミングは、社会保険・雇用保険は**来年 4 月から**、労働保険は来年 4 月以降に開始される**該当法人の事業年度から**です。

健康保険・厚生年金保険	被保険者報酬月額算定基礎届
	被保険者報酬月額変更届
	被保険者賞与支払届
労働保険	年度更新に関する申告書(概算・確定保険料申告書、一般拠出金申告書)
	増加概算保険料申告書
雇用保険	被保険者資格取得届
	被保険者資格喪失届
	被保険者転勤届
	高年齢雇用継続給付支給申請書
	育児休業給付支給申請書

※健康保険組合管掌事業所については、一部の健保組合を除き、来年4月以降も書面での手続きになると思われます。その場合は、該当事業所では健康保険は書面申請で、厚生年金保険は電子申請で手続きを行います。

※通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められた場合は、書面での手続きが可能です。

以上の内容および給与・賞与計算に関するお問合せやご相談は

吉田宏司事務所(03-3274-0656 y-jimusho@fukusikyokai.com)までご連絡ください。